

一般事業主行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることですべての社員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と対策

目標1：女性労働者の平均勤続年数を現在の8年より2年伸ばし、平均勤続年数男女比を70%以上とする。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 育児介護休業法に基づく育児休業や雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度を社内メールやWeb掲示板にて周知。
- ・令和5年4月～ 利用可能な両立支援制度とハラスメント防止について管理職に周知し、代替要員等休業者の業務カバー体制確保の検討・実施。
- ・令和6年4月～ 年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

目標2：出産や子育てによる退職者について優先的に再雇用を行う。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 就業規則等関連諸規定の改訂を検討・実施。
- ・令和5年4月～ 出産や子育てによる退職者が職場復帰を希望する場合は、特段の事情がない限り優先して再採用を行うことを明記し、Web掲示板や自社HPにて周知する。

目標3：課長以上の管理職の女性労働者を1人以上増やす。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 各部署における社員の育成計画を作成し共有。
- ・令和4年10月～ 男女公正な基準か検証、必要に応じて基準見直しを行う。
- ・令和6年4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成・研修の実施。

目標4：所定外労働の削減のためノー残業デーの設定・実施する。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 各部署で所定労働の発生原因の分析と問題点の検討。
- ・令和5年4月～ ノー残業デーの実施日を設定、社内メールやWeb掲示板にて周知
- ・令和5年10月～ 計画によりノー残業デーを実施。